(b) サービスの取引総額又は資産総額の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）
(c) サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサービスの総産出量の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）
注釈　この(c)に規定する制限には、サービスの提供のための投入を制限する締約国の措置を含まない。
(d) 特定のサービスの分野において雇用され、又はサービス提供者が雇用する自然人であって、特定のサービスの提供に必要であり、かつ、当該提供に直接関係するものの総数の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）
(e) サービス提供者がサービスを提供するに当たり、法定の事業体又は合弁企業について特定の形態を制限し、又は要求する措置
(f) 外国資本の参加の制限（外国資本による株式保有の比率の上限を定めるもの又は外国資本による個別若しくは全体の投資の総額の比率の上限を定めるもの）

第五十・十八条　内国民待遇

1　各締約国は、附属書六の自国の特定の約束に係る表に記載する分野において、かつ、当該表に定める条件及び制限に従い、サービスの提供に影響を及ぼす全ての措置に関し、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。
注釈　この条に規定する特定の約束は、いずれの締約国に対しても、関連するサービス又はサービス提供者が自国のものでないことによって生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはならない。
2　締約国は、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対し自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇と形式的に同一の待遇又は形式的に異なる待遇のいずれかを与えることにより、1の規定の義務を履行することができる。
3　締約国が他の締約国のサービス又はサービス提供者に与える形式的に同一の又は形式的に異なる待遇により競争条件が当該他の締約国の同種のサービス又はサービス提供者と比較して自国のサービス又はサービス提供者にとって有利となる場合には、当該待遇は、自国のサービス又はサービス提供者に与える待遇よりも不利であると認める。
4　締約国は、他の締約国の措置であってこれらの締約国の間の二重課税の回避に関する国際協定の適用対象となるものについては、第九章の規定の適用上、1から3までの規定を援用してはならない。

第五十・十九条　追加的な約束

全締約国は、前二条の規定に基づく特定の約束に係る表への記載の対象となっていないサービスの貿易に影響を及ぼす措置（資格、基準又は免許についての事項に関するものを含む。）に関する約束について交渉することができる。当該約束については、附属書六の自国の特定の約束に係る表に記載する。

第五十・二十条　特定の約束に係る表

1　各締約国は、前三条の規定に基づいて行う特定の約束を表に記載する。附属書六の自国の特定の約束に係る表は、当該特定の約束を行った分野又は小分野に関して次の事項を特定する。
(a) 市場アクセスの条件及び制限
(b) 内国民待遇についての条件及び制限
(c) 追加的な約束
(d) 適当な場合には、当該特定の約束の履行のための期間
2　特定の約束を行い、かつ、「SS」と記載した分野又は小分野に関し、1(a)及び(b)に規定する条件及び制限（出入国管理に関する法令に基づく措置によるものを除く。）は、当該特定の約束に適合しない現行の措置に限る。
注釈　この2の規定の適用上、「現行の」とは、第一議定書が効力を生ずる日に有効であることをいう。
3　第五十・十七条及び第五十・十八条のいずれの規定にも適合しない措置は、これらの規定に関する欄に記載する。

第五十・二十一条　約束の適用

各締約国は、前条の規定に基づいて、自国の特定の約束に係る表を作成するものとし、他の締約国に対して当該表を適用する。

第五十・二十二条　漸進的な自由化

全締約国は、全締約国間のサービスの貿易を漸進的に自由化するために、順次交渉のラウンドを開始することができる。

第五十・二十三条　特定の約束に係る表の修正

1　締約国は、自国の特定の約束に係る表における約束が効力を生ずる日から三年を経過した後いつでも、当該特定の約束を修正し、又は撤回することができる。ただし、次の(a)及び(b)の条件を満たす場合に限る。
(a) 当該締約国が、約束を修正し、又は撤回するとの自国の意図をその修正又は撤回の実施が予定される日の遅くとも三箇月前までに他の締約国及びＡＳＥＡＮ事務局に通報すること。
(b) 当該締約国が、必要な補償的調整について合意するために、影響を受ける締約国と交渉を行うこと。
2　全締約国は、補償的調整を図る上で、互恵的な約束の一般的水準が1(b)に規定する交渉の前に特定の約束に係る表に定める水準よりもサービスの貿易にとって不利とならないことを確保する。
3　この条の規定に基づく補償的調整は、全締約国に対し、無差別の原則に基づいて与えられる。
4　関係締約国が補償的調整について合意に達することができない場合には、その問題については、第九章の規定に基づく仲裁によって解決する。修正を行う締約国は、仲裁の認定に従って補償的調整を行うまでの間自国の約束を修正し、又は撤回することができない。
5　修正を行う締約国が提案した修正又は撤回を実施する場合において仲裁の認定に従わないときは、当該仲裁に参加した締約国は、当該認定に従って実質的に同等の利益を変更し、又は撤回することができる。第五十・三条及び第五十・二十一条の規定にかかわらず、その変更又は撤回は、当該修正を行う締約国についてのみ実施することができる。

第五十・二十四条　サービスの貿易に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、サービスの貿易に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を第十一条の規定に従って設置する。
2　小委員会は、次の事項を任務とする。
(a) この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。
(b) 互恵的な基礎の上に一層の自由化を達成し、かつ、権利及び義務の全体的な均衡を確保するため、サービスの貿易に影響を及ぼす措置に関して約束の見直しを行うこと。
(c) この章の規定に関連する問題について討議すること。
(d) 合同委員会に対し小委員会の討議の結果を報告すること。
(e) 合同委員会が第十一条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。